

令和7年余市町議会第4回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 2時32分

○招 集 年 月 日	余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
令和7年12月9日（火曜日）	副 町 長	渡 邊 郁 尚
	総 務 部 長	高 橋 伸 明
○招 集 の 場 所	総 務 課 長	越 智 英 章
余市町議事堂	財 政 課 長	高 田 幸 樹
	税 務 課 長	成 田 文 明
○開 議	民 生 部 長	阿 部 弘 亨
令和7年12月10日（水曜日）午前10時	福 祉 課 長	大 森 直 也
	子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
○出 席 議 員 （15名）	保 険 課 長	枝 村 潤
余市町議会議長 7番 藤 野 博 三	環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
余市町議会副議長 3番 岸 本 好 且	総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
余市町議会議員 1番 山 本 正 行	政 策 推 進 課 長	荒 井 拓之介
〃 2番 尾 森 加奈恵	農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
〃 4番 佐 藤 剛 司	商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
〃 5番 内 海 富美子	建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
〃 6番 庄 巖 龍	建 設 課 長	井 上 健 男
〃 8番 川内谷 幸 恵	まちづくり計画課長	二 木 二 郎
〃 9番 土 屋 美奈子	水道課長（併）下水道課長	後 藤 将 人
〃 11番 茅 根 英 昭	会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
〃 12番 中 井 寿 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐々木 孝 太
〃 13番 ジャストミートあたる	教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
〃 14番 大 物 翔	教 育 部 長（兼）社会教育課長	浅 野 敏 昭
〃 15番 白 川 栄美子	学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
〃 16番 寺 田 進	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 （併）監査委員事務局長	小 林 武
○欠 席 議 員 （0名）		
	○事務局職員出席者	
○出 席 者	事 務 局 長	羽 生 満 広

書 記 寒河江 美 桜
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 7号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 第 6 議案第10号 余市町手話言語条例案

開 議 午前10時00分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和7年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位5番、議席番号13番、ジャストミートあたる議員の発言を許します。

○13番（ジャストミートあたる君） 通告書に基づき、質問させていただきます。

高市新内閣が打ち出す総合経済対策における生活の安全保障・物価高騰対策がもたらす余市町への影響と効果について。内閣府は、2025年11月に発表した令和7年総合経済対策において生活の安全保障、足元の物価高への対応として重点支援地方交付金を拡充し、生活者、事業者向けの従来の取組を継続しつつ、おこめ券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰等に対する取組やエネルギーコスト等の負担を軽減するため、寒さの厳しい冬の間、1月から3月使用分の電気、ガス代を支援、ガソリンについては令和7年12月11日までにいわゆる暫定税率の廃止と同等の水準まで補助金を引き上げるとともに、暫定税率の円滑な廃止に向けた対応を行おうとしている。また、「地方の伸び代の活用と暮らしの安定」と題し、医療、介護や地域交通、物流、小売、サービスや観光等、地域の生活環境を支える基幹産業の支援、活性化や地方発の世界をリードする技術、ビジネスを創出し、生活困窮者等への支援体制強化等による地域共生社会の実現、熊被害対策を含めた安全、安心への対応を強化し、外国人問題への対応、公教育の再生、教育無償化への対応を行うとあります。それに伴う物価高対策等に概算約8.9兆円、危機管理投資、成長投資に6.4兆円の補正予算が11月28日に閣議決定された。そこで、次の事項について伺いたい。

1、足元の物価高への対応として重点支援地方交付金とあるが、本町としては何を選択予定か。

2、令和6年度決算において地方揮発油譲与税収入済額が2,069万円だったが、ガソリン税暫定税率25.1円のうち0.8円分が地方揮発油譲与税分となっており、暫定税率廃止後にはどのような影響が本町にあるか伺いたい。

3、総合経済対策には地域の生活環境を支える基幹産業の支援活性化とあるが、本町は生産力がほかの自治体より弱いという問題をはらんでおり、この好機を生かし、本町の産業や歳入を底上

げさせる町長の考えをいま一度伺いたい。

4、公教育の再生、教育無償化への対応とあるが、再生ということは内閣として現状は崩壊しているという認識と受け取れる。だとするなら、教育長は余市町の教育の現状をどう認識しているか。

5、内閣の言う教育無償化について、以前教育長は無償化とは授業料がそれに当たると言っていたが、全国的に授業が無償化になっている現状では内閣の言う無償化とは何を指していると思われるか、またこれを機にふるさと納税を利用した制服、修学、見学旅行の無償化が真の教育無償化に当たると思われるが、見解を伺いたい。さらに、ふるさと納税もますます活況の中、来年度から3党合意による小学校の給食費無償が始まる予定だが、本町の小学生は全児童生徒の約半数520人であることから、3,000万円が裁量的予算になると思われる、国の方針からも引き続き教育関係に使われるべきと考えるが、町長の考えを伺いたい。

次、2025年のよいち大好きフェスティバルの運営について。2025年9月28日に開催されたよいち大好きフェスティバルにて2024年開催時における課題の改善点が幾つも見られた。まず、喫煙所の場所が入り口横から奥へと移設され、不快な入場口が改善されていた。座席の少なさについては、お昼時に来場しても探せば座れるほど用意されており、これも改善の跡が見られた。そこで、さらなる向上のために次項のことを伺いたい。

1、町長から見て今後の改善点はこういったところにあると思うか。

2、他の町村の味覚祭りに比べて開催時間が短い理由は何か。

3、会場奥の焼き肉スペースを有効活用できていないと思われるが、どうか。

4、子供や大人が参加して楽しめるイベントや露店は考えられないか。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の国の総合経済対策と本町への影響等に関するご質問に答弁します。

1点目と3点目は、関連がありますので、一括で答弁します。国の経済対策に関する質問ですが、その趣旨を踏まえ、住民生活の負担軽減や地域経済の下支え、町内事業者の事業継続支援など町民全体に効果が及ぶ施策を選択する方針です。

2点目のガソリン税の暫定税率廃止後の影響についてですが、暫定税率廃止後は一定の減収が見込まれるものの、国は税収の安定確保に言及しており、今後明らかになるものと認識しております。

5点目の給食費無償化に使われていた予算である余市町ふるさと応援寄附金基金の繰入金の用途についてですが、国の施策実施後は条例で定める事業の区分に沿って町の政策として実施する事業に充当します。

次に、よいち大好きフェスティバルの運営についての質問ですが、1点目の今後の改善点についてですが、販売する特産品等の物量不足や入場時や会場内動線整理などが課題と考えています。

2点目の他町村と比較した開催時間についてですが、開催時期や運営体制、人員配置や出店者の意向などを総合的に踏まえ、実行委員会において設定しているものとなり、またコロナ前と比較しますと1時間の延長しているところです。

3点目の焼き肉スペースの有効活用についてですが、このエリアは特産品の販売が順次終了することにより午後からは閑散としてしまうエリアだったため、にぎわいづくり対策としてバーベキュー企画を始めた経緯となっていますが、エリアの活用について改善に努めながら引き続き魅力向上を図ります。

4点目の参加型のイベントや店舗についてですが、ビンゴ大会やステージショー、たこ揚げや働く車コーナーなど農道離着陸場の施設規模を生かし、来場者が楽しめるよう企画を実施しています。

各店舗においては、くじ引やゲーム、詰め放題など工夫を凝らして運営されているものと認識していますが、世代問わず楽しめる内容となるよう実行委員会に提案します。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁いたします。

○教育長（前坂伸也君） 次に、教育委員会より13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

令和7年11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策によれば、公教育の再生とは地方の教育環境を改善し、質の高い教育を全国で均等に提供することを目指すもので、ICTの活用や校務のDX化の推進、教員への支援体制の整備、地域クラブ活動の推進など教育体制の強化について取組を進めるものと認識をしております。本町においてもこうした国の動向を踏まえ、教育環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育の無償化に関するご質問に答弁申し上げます。過去の答弁でも申し上げておりますとおり、日本国憲法第26条第2項に「義務教育は、これを無償とする」と規定されておりますが、最高裁の判例から教育提供に対する対価とは授業料を意味するものであり、無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であると認識をしております。国においては少子化対策として高等学校の授業料無償化など様々な子育て世帯への支援がなされているものと認識をしております。

○13番（ジャストミートあたる君） では、再質問いたします。

まず、総合経済対策についての1問目、他の市町村で予算が幾ら来るかというのは概算出ている、北九州市でいうと61億円が来るのではなかろうかという概算が発表されていますが、本町においては幾らぐらい重点支援地方交付金が来ると予想していますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

まだもちろん金額は来ていないので、概算で内部で検討していますけれども、その額についてはここでは申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） なるほど。北九州市だと61億円の32億円が、そのうちのさらに23億円が非課税世帯、そして9億円が商品券支援となって、あと61億円の残りの29億円が子育て世帯、1人2万円だそうです。これについて今テレビでも話題になっておりますが、おこめ券を配るか配らないかというところはかなり割れていて、私は以前からおこめ券というものは非常に非効率だというふうに思っておりますが、お米クーポンの実績、余市町もやりましたが、12月末で締めで間もなくということで実績というのはどうなっているか、分かる範囲でお答えください。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

通告に入っていないので、私の手元に資料がないので、その点については後刻この場ではなく事務方に聞いていただければと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。では、これはよしとします。

では、本町の重点支援地方交付金はどのように使われるか、いま一度お尋ねします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

本町においては、先ほど来申し上げましたとおり重点支援交付金に関しては町内のありとあらゆる主体に対して、全ての主体に対してその効果が波及するような、地域経済下支えするような使い方をするというようなことで内部で今検討しているところですが、今後この場で何々しますという

のは手続上言えるものではないので、今のところ全ての町民に支援が行き届くような使い方をするということだけ申し上げておきます。

○13番（ジャストミートあたる君） 言えないということなのですが、そこでもちょっと食らいつきたいなと思います。お米クーポン、お米関係が騒がれておりますが、お米関係の支援というのは考えておられるでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど通告外でしたが、おこめ券については余市町もう既に配布しております。今回の補正予算に関しては、食料品の物価高対策についても含む内容というふうな指定というか、そういう内容になっていますので、それも含む形での、おこめ券ではないですが、食料品物価高対策含む形で全ての町民に支援が行き届くような制度設計にするというようなことを考えています。

○13番（ジャストミートあたる君） 町民全体という意味では、根本的にインフラが整っている水道料金減免、これ常々私が言っておりますが、今回の水道事業会計決算書、6年度において料金回収率が79.8%、経常収支比率が92.1%ということで、未収入額約5,300万円と書かれております。ここに令和4年に料金回収率の中でコロナ減免事業による減額分を給水収益加えて計算した、これコロナ分減免をした結果の数字が出ていて63.87から68.56に上がっているわけです。これ5%上がっているわけです。そうすると、今回79.82%が大体85%ぐらいまで上がると見込まれるのです、これ減免すると。となると、水道事業会計もプラスになると思われるのですが、水道料金減免の可能性はありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど申し上げた以上のことは、今の段階では部内検討中なので、申し上げられませんが、いずれにせよ町民全体に裨益するような施策を考えているというところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） これ以上は言えないということなのですが、まだいきたいと思えます。水道料金、令和6年度未収入額が5,300万円となって、給水収益が4億6,000万円、下水道は問題ないということなのですが、水道料金に私は全振りしたほうがいいと思うのです。これを商品券だとかやると、必ず手間賃が出て、今問題になっている500円のおこめ券にした場合、60円決済のときに差っ引かれると440円しか買えないという、こういったつくりになっていて、おこめ券にした場合、今度は期間限定の言わば、今までは期間が記されていないけれども、おこめ券にすると期間が今回の重点支援では記されるようになる。つまりおこめ券というのはやっぱり最悪な重点支援対策と私は考えます。北九州市の武内市長は、時間がかかる、手数料かさむ、市民に届く額が相対的に低くなる、静岡市、難波市長は選択肢の一つならばやるつもりはない、大阪交野市、山本市長はおこめ券は市民のためにあってはならない選択とまで申しております。申し訳ありません。いま一度問います。おこめ券だけはやめてほしいと私は常々考えておりますが、町長、もう一度お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

おこめ券に関しては、うちもう既にやっていますので、言及したおこめ券ではなくて、うち独自のおこめ券を既に配布しているのはご承知のとおりだと思います。先ほどの繰り返しになりますが、今回に関しては食料品対策も含む形で町民全体に裨益するような制度設計をするということなので今考えているところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） お答えありがとうございます。1点目は以上です。

2点目、ガソリン暫定税率25.1円分のうち0.8円分となると、大体15%ぐらいが地方揮発油譲与税の収入が少なくなると見込まれますが、この認識で合っていますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

地方揮発油税に上乗せ分の暫定分がなくなるので、大体15%ぐらいなので、余市町の場合は318万円ぐらいの減収になる見込みだというふうに思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） となると、それらの補填はどう行うつもりでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

廃止に伴って地方と国両方とも減収になりますけれども、これは余市町が考えることではなくて、国が今年度末までに法人税の特別措置の見直しなどで捻出する方針であるというふうに聞いております。

○13番（ジャストミートあたる君） となると、本町においてはこういう揮発油税、これ交付金というか、譲与税なので、裁量権が余市町にあると思うのですけれども、除雪費用とか、調べたのですけれども、こういったものは自由に采配できるのですが、道路関係に使ってほしいというような細かいひもつきみたいなものを僕はネットで調べたのですが、間違いないでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

細かいひもつきの意図がちょっとよく分からないのですけれども、制度の趣旨、地方揮発油譲与税の趣旨としては地方に配分される場合、道路の面

積及び延長で案分しているという、そういう趣旨であれば、そういう性質の税であるということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 除雪には影響しますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

今のところ影響はない、うちがやる除雪自体には影響はないというふうには考えています。

○13番（ジャストミートあたる君） 分かりました。2点については以上です。

3点目に関しては、本町は他の市町村より、この間決算委員会でもふるさと納税の時点でお伺いしたのもあるのですけれども、生産力が弱いという問題をはらんでおるというふうに私書きましたが、この認識で合っていますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

生産力の割り出し方にももちろんよりまずけれども、付加価値のつけ方によって、計算の仕方によって変わってきます。私が知る限りでは、一番生産性が高いのは第1次産業で、2次産業、3次産業はそんなに生産性、比較して高くはないという結果になっていますが、あとはもちろん生産年齢人口と高齢人口との割合によっても生産力というのは変わってくるわけなので、余市町の場合高齢人口の割合が多いので、その割り返して数値だけ見ると、そういう意味であれば生産力は高くないというふうに数値上は出るかもしれない。ただ、生産年齢人口だけを取り上げたら、それはまた別の見方が見えてくるのではないかなというふうに思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） 第1次産業というと、大体海か山かになるわけですがけれども、山は町長一推しのワイン、ブドウとか、そういつ

たもので決算書見ても昨日の補正予算見ても山関係は多いのですけれども、僕よく町なかで、スーパーよく自分で行くのですけれども、声かけられて、やっぱり町長はワインだと、山ばかり見ていると、海のこと見ていないというふうによく言われるのです。この点に関して、余市も港はあって海産物が過去大変活況だったという点もありますが、今の町長の力の入れ方としては山ばかり見ているのかなというふうに見ますが、どういうふうに関係を見ているかお示してください。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

いろいろところで言うておりますけれども、ワインを一点特化というようなブランディングをすることによって全ての産業に利益が裨益するというようなマーケティングをやっているということでもあります。海関係に関しては、私も道のさけ・ますの理事もやっていますし、もちろん水産、漁組に関しても力を入れてやっているわけです。余市の水産物に関して、やはりサケ、マスの売上高が漁獲に占める割合が一番高いのですけれども、今年についてはもちろん不漁だったので、そこは対策なりと、いろいろな理事会でも話していますけれども、そこは何らかの手だてを打たなければならないということは言っているわけです。このように別に水産関係に力を入れていないというわけでは全くなくて、余市の水産物、東京でもあん肝やウニ、非常に高付加価値化されていますし、ブリとかに関しても非常にブランドが高まっているわけです。また、新たな特産品としてからすみだとかも出ていますし、このように余市の水産物に関して大消費地でブランドが高まるような施策をやっているというふうには認識しています。

○13番（ジャストミートあたる君） よく言われるのです。先ほど言ったように、ワイン一点、分

かります。分かるのですけれども、やっぱり町民の海関係の人はそうはあまり思っていないくて、僕も答えるのにちょっと言葉に詰まるところがあって、具体的にそういうときは何て答えたらいいか、町長はワインばかり見ているではないかと言ったときに、いや、そんなことないよ、給食費も無償化したのだよというふうに僕言うのですが、町長はそんなに海を捨てているわけではないと言うのですけれども、そういうときどうやって答えたらいいかご教示願いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

どういうふうに答えるかは、ご本人の捉え方次第なのですが、私のことが嫌いなのであれば、そうだよ、あいつはあんなことしかやっていないのだね、答えていただければいいですし、そうではなければ、いや、そんなことないよと言ったらいいのではないのかなというふうに思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） 町長、大好きですから、嫌いに見えますけれども、結構僕言葉強いもので、本音では大好きですから、ご安心ください。ありがとうございました。

次に参ります。4番、公教育の再生、教育無償化に対応とありますがというふうに書きましたが、内閣は崩壊しているというふうに僕は受け取らざるを得ないのです。再生と言っているぐらいですから、いま一度崩壊しているというふうに関わっている原因というのは何か、教育長、お願いします。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

私は、崩壊しているという認識は持っておりません。

○13番（ジャストミートあたる君） では、なぜ再生という言葉が首相官邸は使うのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） ジャストミートあたる

議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

すみません。内閣がどのように捉えているかということは、私答弁を差し控えさせていただきたいと存じますが、教育いろいろな今課題もございますので、そういった課題に向けて対応するために補正予算が組まれているものと考えております。

○13番（ジャストミートあたる君） では、公教育の再生とは、どういうふうに捉えられていますでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

国の言う公教育の再生という部分については、明確な答えは差し控えさせていただきたいと思いますが、繰り返しになりますけれども、公教育において今本当にいじめや不登校等々様々な課題がございます。そういったものに適切に対応するため、今回いろいろな事業が組まれているものと認識をしております。

○13番（ジャストミートあたる君） 私も今回参観日、小学校にあって決算委員会抜けてちょっと参観日に参加したのですが、1年生、6年生見たのです。昔は、僕の頃はテレビを見るか見ないか、見たことないのですが、テレビは置いてあったと。しかしながら、今回見に行ったときにきちんとDXというのですか、ICT、結構タブレットとか使っていて先進的な教育が田舎でも行われているなというふうに僕は感じました。これは、僕は政府というか、内閣は再生だと言っているのですけれども、十分行われているのではなかろうかと思っているのです、あえて教育長に今聞きましたが。1年生の参観日を見て、今たしか1クラスで2人の先生がついているように思えるのですが、1年生はずっと1クラスに2人が常任しているのでしょうか。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員に申し上げます。

今の発言の中で決算委員会を抜けてという発言がございました。これについては、休憩中、委員長長の許可を得て行ったということによろしいですね。

○13番（ジャストミートあたる君） そうです。

○議長（藤野博三君） その辺訂正していただけますか。

○13番（ジャストミートあたる君） 抜けたというのは、ちょっとはしょってしまったのですが、茅根委員長長の許可を得て参観日に参加したということであります。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

複数の教員というご質問でございますが、町のほうで支援員を採用して各小中学校に配置をさせていただいておりますので、その学年、その授業によって複数の教員がクラスに入ることはございます。

○13番（ジャストミートあたる君） と考えると、常駐ではないということでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

正規な教員は、1クラス1人でございますので、そういった意味において常駐ではございません。

○13番（ジャストミートあたる君） 参観日を見る限り、そこまで悪い状態ではないのかなというふうに私は思っております。4番の現状どう認識しているかについては以上で終わります。

5番、教育無償化について、町長、これ3,000万円の裁量的予算になると思われませんが、この認識合っていますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思

ます。

要は給食費が無償化になってうちが持ち出していた分をとということであれば、そういう認識であります。こうなることを見越してこの予算をつけていたので、そういうことです。

○13番（ジャストミートあたる君） 国の方針からも引き続き教育関係に使うべきと私考えます。令和8年度から給食費が無償化になりますが、継続的にふるさと納税の3,000万円分を教育に全振りするという考えはありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

教育関係も含めて、私の方針としては昨日も別の議員の質問でお答えしたと思えますけれども、未来を担う世代を重点的に支援するために基本的にはふるさと納税使っていますので、そういう方針で教育とは限らず、若者ですとか若い世代に裨益するような政策には使いたいというふうには思っています。

○13番（ジャストミートあたる君） お力強いお言葉、ありがとうございます。

ちょっとこれどっちに聞いていいかわからないのですけれども、例えば修学旅行とか制服、見学旅行とか無償化にしたいなというときは教育委員会から要求があって行われるのでしょうか、それとも町長側から自発的にこれにしようというふうにするのか、要求がないとそっちの方向に行けないのか、それとも自発的にできるのかというのをどっちに聞いていいかわからないのですけれども、よろしく願います。

○教育長（前坂伸也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

過去においても制服の無償化等々についてご質問をいただいているところでございますが、修学旅行も含めまして私の立場で答弁をさせていただ

きますが、支援が必要なご家庭には就学援助等々で支援をさせていただいているところでございますので、そういった部分で教育で言う公平性ということを保証しているということでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） それ分かっているのですけれども、そういった状況、例えばそれは現状でございます。それを一歩越えて、3,000万円が浮くわけですから、これに対して教育委員会としては要求を出すお気持ちがあるのかということをお伺ったのですが、町長側とすれば予算編成権があつて教育委員会にはないと。なので、こういった要求というのは、教育委員会のほうからされるのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 教育費に関わるものでありましたら、私のほうで町のほうに要求をさせていただきます。

○13番（ジャストミートあたる君） こういったものに対して子育て支援として制服、修学旅行の要求というのは、支援が必要な家庭ではなく全世帯公平に要求するという予定はありますでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 新年度に関わるものについては、この場で確定的なお話は差し控えさせていただきますが、一例で申し上げますと、給食費について過去においても議員のほうから質問を受けまして、私としては繰り返しになりますが、先ほど制服等の部分でも答弁をさせていただいたとおり支援が必要な方に対しては支援をさせていただいているということで、教育機会の均等を確保するためについてはそういった部分での対応をしているということでございますので、そういったことも踏まえている予算要求については検討してまいりたいと考えています。

○13番（ジャストミートあたる君） こういった無償化というのは、子育て世帯で結構先にやったもの勝ちだと思うのです。後乗りするのは、先に全部無償化です。手ぶらで小学校、中学校に行つ

てくださいということを先にやればやるほどプレゼンスは強いのかなと思いますので、ぜひとも教育委員会と町長に関して制服と修学旅行、研修旅行、全部無償と。この3,000万円の予算浮くわけですから、それ以降中学校も無償になれば6,000万円浮くわけですから、ぜひともこれ無償化にしていきたいと思います。これで1問目の総合対策についての質問は終わります。

次、よいち大好きフェスティバルに行きます。1問目、町長から見て今後の改善点、改めてもう一度具体的をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

改善点については、主に開催と同時に駆け込んでくる方々というのは特産品を安く販売していることがメインなので、アンケートとかを見る限り、その量が十分ではないので、その辺も即完売するから改善してほしいだとか、1人で大量に買う方がいるから個数制限してほしいですとか、行列が長過ぎる、そういうような不満をアンケートでは聞いているということです。あとは、駐車場や入場のオペレーションが悪いというようなアンケート結果も出ています。駐車場の足場が悪かったりとか、誘導の案内が連携していなかったとか、そういうようなことは改善点としては挙げられるのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 滞在率というのは、そこでずっと、お祭りに昼ぐらいに来て終わりまでいるという対策は取られているのでしょうか。というのも、買って帰るという市場的なものに、僕は周りの意見も聞くと、例えばいくらを買ってすぐ帰るとか、ほとんど海産物でしょう。サケだとか、そういったものを買って帰るだけの市場的なように見られているように思うのですが、その点のご認識どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあ

たる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろんそういうような側面はあるのではないかなと思います。要は在庫不足ですとかに不満があるということは、そういう目的で来られている人ももちろんいるというふうには思っています。

○13番（ジャストミートあたる君） 僕ちょっと比較で申し訳ないのですけれども、赤井川の祭り、農村フェスというのに行くと非常に楽しかったです。大体午前中から行って夕方まで遊ぶと。夕方に一回帰って、もう一回行きたくなくなってしまって、僕もう一回行ったのです、夜の部があるので。ぐらい魅力があるのです、赤井川の農村フェスというのは。しかしながら、余市というのは買って帰る、つまり滞在する喜びというか、楽しみというのがないように思えて、赤井川の会場というのは横にでっかい公園があって、大人は農村フェスでカラオケなり歌なりを楽しみ、子供は横の公園で遊ぶという、こういったすみ分けがちゃんとできていて大人と子供の楽しむものができていると。一方、余市というのは、子供がたこ揚げぐらいしか遊ぶものがなくて、僕も子供連れていくのですけれども、帰りたいと言われてしまうわけです。だけれども、農村フェス行くと帰りたくないと言うのです。ここが全てかなと思うのですけれども、子供が帰りたいと言うと、大人、では帰ろうかとなるわけです。これどのように解決というか、もうちょっと子供に対するたこ揚げだけではなく、いろいろあるのですけれども、どういった取組というか、今後改善される予定というか、お考えがあるか、子供が楽しめない状況なのではなからうかと思うわけですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

このよいち大好きフェスティバル、実行委員会でやっているのです、町だけでやっているわけでは

ないのがまず前提としてある。改善点に関しては、もちろんアンケート等で把握していますし、先ほども言ったとおり全世代楽しめるような企画にすることが重要ではないかということで実行委員会に提案して、実行委員会のほうでもんでいくというような流れになるのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 出し物が毎回同じなので、マンネリ化しているというのもあるのです。たこ揚げ以外に何か子供が楽しめるものがないかなと。僕なりに考えたのは、高所作業車とか消防車、自衛隊が来るのですけれども、こういったものに対して服を着てカシャで終わるわけです。そこにもう一手間加えて、ここでクーポンなわけです。お祭りで使えるクーポン50円ぐらいなものを作って、子供にそういった職業体験というものを一手間加えると、我々北海道の子連れの親が行きたいと思ったキッズニアというのがあるわけです。このキッズニアというのは、たしか兵庫、福岡、東京、この3店舗あるのですけれども、行こうと思えば、職業体験のテーマパークなのですけれども、そういったところで行くとなると10万金かかるわけです。なると、せっかくこういった職業の車が来ているのだから、職業体験というもので仕事をしてもらってクーポン渡してお祭りで使えるという、こういう流れもつくれると思うのですが、もう一つ付加価値を加えると今まである既存のイベントがもうちょっと生きると思われるのですが、こういったもの付加価値を加えるという考えはありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

イベントの在り方、付加価値も含めて実行委員会のほうで今の反省を踏まえて今後どうするか、実行委員会やっている祭り幾つかありますが、味覚の祭典・よいち大好きフェスティバルもそう

ですし、ソーラン祭りもそうですし、その祭りの在り方全体を今後どうしていくのかも含めてこれから実行委員会で来年どうするか話合いが行われると思いますので、そういう改善点等は実行委員会に伝えておきますので、その中でもまれていくのではないかなというふうに思います。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます、お伝えしていただけるということで。

2問目と3問目を併せていこうと思うのですが、開催時間短い理由にいろいろ理由があると思われ、1時間延長されたということですが、赤井川の農村フェスは8時、9時までやっているわけです。花火大会も併せてあって非常に滞在率が高くなっている、太鼓を見ながら花火を見るとか、それに対して栈敷席というのですか、特別席を用意して、そこで8,000円席代もらってちゃんと見せると。後から席造るのです、あそこ。ステージは、まずメインであるのですけれども、その後後ろのほうにもう一個改めて2段階というのですか、そういったように改めてステージを造って、そこで特別席造ると。そこでまたお金をいただいて特別席で見せると。ここ焼き肉スペース、つまりツーステージいかがですかという話なのです。この焼き肉スペースのところは2列あるのですけれども、店舗側のほうはがらがらなのです。いつもこっち側、つまり会場の内側のほうで皆さん食べていると。何でかという、通るときにじろじろ見てしまうのです。こんなもの食べているのだなんて見られて、それ嫌なのです。嫌だから、こっち側に入ってしまうと。つまりこっち側が無駄になっているなというふうに思われるのですが、そういったものであそこら辺のスペースというのを改善したほうがよいと思われませんが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

細かい話なわけで、私が政策的に変えろというような話でもないと思うのですけれども、いずれにせよ実行委員会にそういう改善、そういう話は伝わりますので、赤井川との比較されていましたが、余市は味覚の祭典とソーラン祭りとして2つ一応祭りがあって予算も割とどンドン、どンドン、ぎり維持できるかぐらいなので、規模とか祭りの在り方も含めて検討するフェーズに入っているというふうに理解していますので、その点実行委員会のほうにも伝えて改善できるところはさらに改善するように言っておくということにしておきます。

○13番（ジャストミートあたる君） 予算ぎりぎりだったので、言わば分散しているから予算ぎりぎりになるわけで、2つ併せるということはお考えありますでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げているとおり、祭りの在り方については実行委員会のほうで検討することになりますので、今後の将来見据えて何をどうするかというのは今後の話合いになっていくのではないかなというふうに思えます。

○13番（ジャストミートあたる君） 町長に向けて言っているのですが、私町長を通して全体に言っているわけで、町長と僕と総務課の方会場でお話しさせていただいたのですが、総務課のご尽力というのは非常に涙ぐましいものがあって、席数増やすのにも大変なご尽力いただいたということで、もうちょっと改善というか、もう一段階高みを望んでいただきたいなというふうに思っています。町長通して皆さんに聞いていただけたらなというふうなつもりで言っています。

最後になりますが、子供や大人が参加して楽しめるイベントにすることによって滞在率高めて、

それから何しろ重層的というのですか、夜までいて楽しめる、そういったお祭りになるとこれからの余市の向上にもなると思えます。最後に、町長に今後の展望をお伺いして終わりたいと思えます。

○議長（藤野博三君） 制限時間になりましたので、町長の答弁をもって終了したいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げていますが、祭りの在り方というふうにはやっていくのが一番町にとってよいのか、もちろんルーチンでそのまま維持するつもりは町としてはないですし、実行委員会で決まることではありますけれども、その旨よい改善点、方向性については実行委員会のほうできちんと検討していくことになるのではないかなというふうに思えます。

○議長（藤野博三君） ジャストミートあたる議員の発言が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位6番、議席番号15番、白川議員の発言を許します。

○15番（白川栄美子君） 令和7年第4回定例会に当たり、さきに通告しております1件について質問いたします。

件名、介護、福祉の現場での人材不足に対する行政の支援について伺います。介護や福祉の現場では、人手不足が深刻化することで介護など福祉事業所と地域有償ボランティアをインターネット

でつなぐマッチングサービス、スケッター事業が注目されております。介護資格が不要な業務を地域住民が有償ボランティアに登録し、スケッターとして業務を担うことで福祉現場の負担軽減にもつながっているとのことでした。厚生労働省では、モデル事業所に支援制度を活用できるとされ、24年度補正予算では介護未経験者と事業所などに7,800万円を実施していることと、さらに26年度概算要求では介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業8,100万円が盛り込まれているとのことでした。本町としてこの有償ボランティアのスケッター事業の捉えについて伺います。

また、介護人材が不足している現状に今後人材確保にどのように取り組もうと考えておられるか伺います。

さらに、認知症を理解するサポーター養成講座も実施されておりますが、サポーターの役割について伺います。

最後に、有償ボランティアのスケッター事業のポイントをつかみ、本町のボランティア活動に取り入れる考えについて伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁します。

初めに、スケッター事業の捉え方ですが、介護資格を必要としない業務を地域住民がICTを活用した有償ボランティアにて担う取組は国においてもモデル事業として支援が講じられているところです。本町においても介護人材不足の解消は喫緊の課題であり、国や北海道の動向を注視しながら、こうした新しい仕組みの有効性について研究を進めます。

次に、人材確保の取組についてですが、令和6年度から介護職員人材確保・定着支援事業として新たに介護職員になった方に対し、介護職員就労継続支援助成金として就業から半年を経過した方

に対し1万円を助成し、3年を経過した方には5万円を助成する制度を創設しています。また、外国人介護職員を受け入れた事業所に対し生活必需品を購入した経費の一部を助成しており、これらの事業を継続して人材確保に努めます。

次に、認知症サポーターの役割についてですが、サポーターは認知症の方やそのご家族を理解し、地域で見守りや声かけを行うなど日常生活における支援の担い手として重要な役割を果たしています。本町では、引き続き養成講座の開催を継続し、地域全体で認知症を支える体制づくりを進めます。

次に、スケッター事業を本町のボランティア活動に取り入れる考えについてですが、本町で実施しているボランティアポイント制度は介護保険施設等でボランティア活動を行い、その活動に応じてポイントを付与し、換金する制度として実施しており、ご提言のスケッターの仕組みについてはボランティアとしては同様の趣旨と考えていますので、他の自治体の導入事例を研究し、様々な視点から可能性について検討します。

○15番（白川栄美子君） 今答弁いただきました。事業所の捉えについて、それからサポーターの今の取組、それから今後有償ボランティアの事業を取り入れるということについてもいろいろなことを様々今答弁いただきました。今本町に限らず、どこの自治体でも介護職の人材が不足していることが懸念されていることは知っておりますし、また多くの外国人の方を採用している事業所もたくさんあります。今回このようなスケッター事業の取組があることを私も初めて知ったのですけれども、これも全国的に今だんだん普及し始めている状況なのです。本当に全国的には1,000か所が実施されており、登録者も1万人がスケッターとして活躍されているということを知りました。これ年齢的には16歳から80歳までの方が幅広く登録されているということで伺っておりまして、この方の

目的はお金を稼ぐことではなく、ボランティアとして人に役立てたいと思う方が登録しているというのが主なのです。これによって介護、福祉に関心があるために福祉人材の発掘にもつながっているということも言われておりました。北海道では、北見市でこの事業を活用してこの12月から市内の事業所でスケッターに利用料を支援するということが事業始めているそうですが、本町ではこのスケッター事業、今これ介護施設に向けて何かいろいろやっているのですけれども、介護施設ではこの事業をどのくらい認識されていると思いますか、分かればお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

スケッター事業、事業所にどのくらい認知されているのかは分かりませんが、同じようなアプリというか、ICTを使ってマッチングするサービスなので、介護に限らず子育てでもありますし、それこそ一般のアルバイトでもありますし、様々な人材不足を補う手段としてこういうICTというか、アプリを活用してというのはあるので、競合他社は結構たくさんあると思うのですけれども、同じようなことがあって、どのくらい介護事業所が認識しているのかはちょっと分からないのですけれども、私はそういう認識でいます。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。多分これ始まって新しいのかなと思います。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくには、誰かの手助けがやっぱり必要な方が出てきます。必要とされたときに快く支援をしていただくためにも、町としてそういう施設のほうに向かってのこういう事業があるよということをごんごん働きかけていくべきではないのかなと思いますけれども、その部分の考えお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これは、私はちょっと働きかけるのがいいのか

よく分からないのですけれども、というのももちろんいろいろな競合他社のアプリがあって、各事業所が月額利用料払いますと、それで登録した人が空いている時間で来るというようなサービスなのですけれども、厳密に言うと報酬が発生するわけであって、その報酬は事業者ごとに設定していくという話なので、もし報酬と、ボランティアではもちろんありますけれども、マッチングしなければそれは人材確保できないということになるので、もちろんメリット、デメリット、様々な側面から検証が必要だというふうに思いますので、もちろん介護人材の不足を解消する手段として一つとしてあるかと思いますが、ボランティアポイント制度も同じような枠組みですので、例えば札幌とか東京とか大都市であればこういうのもありかもしれないのですけれども、余市の場合当てはまるかは様々なところから情報収集して検討が必要ではないのかなというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。確かにそうだなと思います。先ほどサポーター養成講座の関係も伺いまして、答弁もいただきました。サポーター養成講座は、今まで講座を受ける、あと何だかんだそのお手伝いもしているのだと思うのですけれども、もっと一歩進んだ中のボランティア活動に取り組んでいただければなと思うのです。それもやはり外に向かってのボランティア活動、施設の中での活動ではなくて、要は地域で暮らしている方に対しての、ちょっとした手助けが必要な方がこれからたくさん出てきます。そういった方に向けてのボランティア活動をどんどんサポーターの人を使って広めていただければいいかなという考えがあります。そういうような中で今回のスケッターの事業ではないのですけれども、これ丸ごとやるといったら本当にいろいろなことがありますから、そうではなくてこの中のいいところを抜き取った形でやりやすい方向で考えていくということになるのかなと思うので

すけれども、そういった考えをしていただければと思うのですけれども、どのように考えるか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

本当に介護人材の不足、認知症サポーターによって支援されている部分はありますけれども、日本全国でこれから高齢化が進んでいく中で人材、介護のみならず子育て人材もそうですけれども、この問題は解決の必要があるわけであって、私としてはボランティアの心に頼るといのはあまりよくないと思っていて、というのも正当な業務に対しては正当な報酬がしっかりと支払われるべきだというふうに思っていますので、無償で何かというのはあまり感情的に、もちろんそれに気持ちがあるのは分かるけれども、もうちょっといい、お互いに良好な方針で進めていけるようになればいいかなというふうに思っています。スケッター事業ももちろんその一つであって、事業者側が報酬を設定して、それに受ける人はマッチングするというアプリというか、そういう取組だと思えますが、そういう視点から見たら、もちろん福祉協議会のほうでボランティアポイント制度で単位時間に応じてポイント付与され、それを換金できる、同じような仕組みです。あと、問題としては、その金額が果たして正当なのかどうかというのはちょっと議論の余地があると思いますが、そういう考え方はそうなのですが、いずれにせよ地域全体で支える必要があるので、引き続き認知症サポーターの養成をしていくのとともに、もちろんボランティアでやってくださる方がいれば本当に心から感謝と敬意を表すところでありますけれども、そのみならず継続的に支えていけるような仕組みづくりも必要なのではないかなというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） 確かに町長の言うように本当にボランティアだけに頼るとい

とはいかがなものかなというのも分かりますし、無償ということに対しても分かります。けれども、スケッターの場合は、有償のボランティア活動なのですけれども、それでもいいから何かの役に立ちたいということで、それこそ申し込んでいるのですと、そこにはやっぱりいろいろな思いがあってボランティアするのだけれども、自分の父親が介護にかかってみんなの世話になって、自分の父親がいなくなったから、今度は恩返しで何かのためにお手伝い、施設であれば施設にお手伝いをしたいということで、本当に介護の資格がなくてもできるお手伝いをしたいということでこれとマッチングした中でやっているそうなのです。だから、本当に余市町でもそういった方が私はいらっしゃると思うのです。けれども、無償が駄目なら、では無償ではなくて、先ほど言っていたボランティアポイント、あれをどんどん外に向けてやればいいと私はいつも言うのですけれども、その仕組みづくりがなかなか難しいから思うようにいかないのはちょっと分かるのです。けれども、そこを今回の有償のボランティア、スケッターということができているから、そこを何かいいところを抜き取った形で、この制度を丸ごとやるのではなくて、抜き取った形でそれこそ何か仕組みづくりをつくれないうのかなというのをちょっと考えての今回の質問でしたので、今後の中で本当にボランティアをしたいという方はいらっしゃるのでも、そこを否定しているわけではないのだけれども、そういうのを取組んで、私たちもそうだし、行政側もそういう優しさのある人の心を、善意を無にしないような形の中でいろいろなことを進めていただければいいなと思いますので、最後ご答弁聞いて終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

まさに優しさで支え合う社会の形がつくれれば一番いいと私も思っています、その中でお互い

幸せに暮らせるような仕組みがつくれればいいと思っています。ボランティアポイントに関しても登録者がまだ55人ぐらいと少ないので、そういうボランティアを有償でしたいという方がいるのであれば、もうちょっと広めていきたいなというふうに思っています。ポイントの金額についてちょっと議論する必要があるかもしれませんが、いずれにせよこういう社会を支えたいというお気持ちに応えるような仕組みづくりは、もちろんスケッター事業の中からいいところを取れると思いますし、様々なところから研究して可能性を探っていききたいなというふうに思います。

○議長（藤野博三君） 白川議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらに昼食を含め午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、中井議員は体調不良のため退席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

一般質問を続行いたします。

順次発言を許します。

発言順位7番、議席番号3番、岸本議員の発言を許します。

○3番（岸本好且君） 令和7年余市町議会第4回定例会に当たり、さきに通告しております質問1件について町長に質問をいたします。答弁のほうどうぞよろしく願いいたします。

件名、本町の地域力創造施策の推進について。現在地方では、人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という大きな課題に直面しています。本町も同様に人口減少が続いており、本年7月末現在1万7,000台を割り、1万6,736人まで減少しました。本町もこれまで様々な取組を行い、

人口減少対策に努めてきましたが、なかなか効果が出ず、苦心している現状にあります。そんな中であって地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材がまちづくりの担い手となることが期待されています。関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光で来た交流人口でもない地域やその地域の方々と継続的に関わる者を示す言葉だと言われております。総務省の移住・交流施策のあり方に関する検討会の報告書では、関係人口が持つふるさとの地域づくりに対して貢献したいという思いを受け止めるために地方公共団体は自らの団体の関係人口を認識し、それらの者に対し地域と継続的につながりを持つ機会を提供していくことが重要であること、その手法として市町村が関係人口を募り、その取組に賛同する者との関わりを継続する仕組みを設けることが提言されました。地域力の維持、強化を図る目的として、地域おこし協力隊がその仕組みとして平成21年度に創設されています。本町においても地場産品の開発、販売、プロモーション、地域行事やイベント、都市からの移住、交流支援といった地域おこしの活動や最近では農林水産への従事、住民の生活の維持のための支援など多くの隊員が幅広く活躍されているのは多くの町民が知るところです。本町としても仕組みづくりの成功の一つと言えます。これまでの担当課の努力に敬意を表します。その上で本町の恵まれた地域資源を生かした地域の雇用の創出と消費拡大について、以下質問をいたします。

各地方公共団体が核となって、地域の金融機関と連携して産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画がスタートして10年余りがたちました。地方公共団体が必要な初期投資額と金融機関の融資の可能限度額との差額を補助し、新たな事業の立ち上げ支援を行った場合、その地方公共団体に交付される地域経済循環創造事業交付金、ローカ

ル10,000は新事業の創出をはじめ、それに伴う地域内の雇用吸収力に大きく寄与するものと期待されます。本町におけるローカル10,000プロジェクトの現状と成果、課題、今後の方策について町長の見解をお聞きします。よろしくお聞かせいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 3番、岸本議員の質問に答弁します。

ローカル10,000プロジェクトについては、産学官の連携により地域の人材、資源、資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援するものと認識しています。制度開始以降問合せ等はありませんが、実際に余市町から総務省に交付申請にまで至ったケースはありません。ローカル10,000プロジェクトの採用に関しては、地域資源を活用しているか、地域課題解決につながるか、地域金融機関等の融資が可能か、新規性、モデル性があるかなど複数の要件をクリアする必要があり、さらには本町としても一般財源の予算措置が必要となることから、地域内で事業を推進運営する担い手の育成や補助事業が終了した後の自走化、持続可能性の確保等の課題もあることから、今後もプロジェクトの交付申請をする際には慎重な対応が必要であると考えます。

○3番（岸本好且君） 答弁をいただきました。何点か再質問させていただきます。

このローカル10,000プロジェクト、昨日の土屋議員のほうからは中小事業者への質問もありましたけれども、様々な交付金を活用してはどうかという提言もありました。私は、余市町の大事な地場産業であります1次産業、特に農業の関係について、実は何人かからもちよっと相談を受けて、私自身もこのローカル10,000については正直あまり仕組みとか理解していないこともありまして、少し勉強したのですが、仕組みが金融機関も関連してきますので、なかなか難しいところもあるのですが、今まで問合せといたしますか、

政策推進課が窓口になっていると思うのですが、問合せが実際に何件かあって総務省に申請したのではないという今答弁でしたけれども、何かこの辺で金融機関もあるのですけれども、町として総務省まで申請に行かなかったというのは、今現状お聞きして課題のほうにも移りますけれども、そういうのが何かありましたらお聞きしたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 3番、岸本議員の質問に答弁させていただきますと思います。

ローカル10,000プロジェクトに関しては、先ほども答弁の中でも申し上げたのですけれども、民間のビジネス立ち上げるに当たって事業者、そして金融機関、自治体が協力しながらファイナンスをするという仕組みなので、町としても少なくとも4分の1以上は一般財源、町の予算を投入しなければならないわけです。なので、それを実施するに当たっては、ある程度の公共性を持つプロジェクトにしなければならないというふうに考えておきまして、純然たるビジネスのプロジェクトに関してはやはり町としては動きにくい側面がありますので、これまで申請には至らなかったのではないかなというふうに思います。

○3番（岸本好且君） 事情はよく分かります。昨日来、民間が発案していろいろ活動できる交付金を利用して事業の発展に位置づけると。このローカル10,000プロジェクト、成功している自治体は数多くあります。私は、実際に今1次産業に絞った話になると思うのですけれども、例えば既存の農業者が新しい事業を起こしたい、このままの生産というか、現状維持であれば発展性もなかなかない、そこでこのローカル10,000プロジェクトの活用をしてみたいという方がいると思うのです。そこで、町が、もしくは金融機関、これ農協も含まれると思うのですけれども、どう関わり合って今地場産業支えている既存の、もしくはもう既に町外から来て事業を起こされて、さらに拡大

していきたいという思いにつながるのではないかなと思っています。ローカル10,000プロジェクト、国庫補助型と地方単独型と2つありますけれども、その国庫補助型というのは大規模です。上限も補助率が5,000万円だとか、5,000万円ということは1億円単位の事業ですので、これは余市にないということは限らないのですけれども、私が言うのはもっと小規模といいますか、地方単独型といいますか、もっとハードルが低い、そしていろいろ条件も見たら国の融資者の総務省が審査が地方単独型のほうには要らないとか、大分緩和されて活用してくださいという、そういう方向性もあると思いますので、持ち出しも当然町としてありますので、きちんとした計画が求められると思いますけれども、この辺の地方単独型が新しくできた、そのことに町が金融機関等を含めてさらにもう一步進めていくというのが私は必要かなと思うのですけれども、町長の見解をお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 3番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

地方単独型のローカル10,000プロジェクトに関してももちろん公費と民間の融資、クラウドファンディングなど、それと自己資金の組合せでプロジェクトをやるものであり、ご指摘のとおり上限額が最大でも1,500万円ぐらいと、そんなに大きいものではないわけです。なので、個別具体的にプロジェクトを精査するということになるかと思いますが、いずれにせよ公費が絡む以上はある程度の公共的な広がり、町に対しての何らかのメリットを生み出すようなプロジェクトにする必要があるので、純然たるビジネスを離れて何らかの町側へのメリットを見極めて個別具体的に判断することになります。よくあるのは、それこそ遊休公共施設を民間企業で使ってというのはよくある話ですけれども、それ以外にもいろいろな空き家とかもあって困っている部分もあるので、そういうところを活用してというのであれば、もちろ

ん個別具体的な判断になるかと思いますが、全て一概に否定するというわけではないとは思いますが。

○3番（岸本好且君） 様々なメニューがあります。全てが成功したというわけではないのですけれども、当然公費を使う以上しっかりした経営戦略といいますか、それが必要と。私があえて今日この質問をしたというのは、既存の農家の若い方がもう一步、自分の経営をこのままでいいのかと思っている経営者がたくさんいます。その中でいろいろなそういう融資だとか、いろいろ補助制度だとかある中でこのローカル10,000プロジェクトは一部公費の問題もあるのですけれども、やっぱり入りやすい、そしてその事業者だけでなく、その事業が成功する、拡大することによって雇用が生まれてくる、人口がどんどん、どんどん減っていったら、余市町でこのプロジェクトが成功することによって雇用が生まれてくる、その雇用からまた税金にも結びついていく、そういう将来これを利用することによってちょっと発展性があるのではないかなと思って今日は質問しております。

それで、どうなのでしょう。既存の農家の事業拡大の手助けの一つとして捉えていくという考え方については、町長、どういう見解お持ちですか。

○町長（齊藤啓輔君） 3番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん既存の農家さんが新規のビジネスを立ち上げてというのであれば、この要件に当てはまるのであれば活用できる可能性はあるというふうに思っています。余市の例でいいますと、既存のブドウ栽培農家さんの話ですけれども、そこが新たにワイナリーを立ち上げた例はありますし、この資金は使っていないのですけれども、そういう既存の事業を離れて新規の事業という話ではそういう話もあるので、もちろん何か活用したいというのであれば相談いただければというふうに思いま

す。

○3番（岸本好且君） 今ブドウのお話ありましたがけれども、この制度は使っていないと思いますけれども、実際本当に若い経営者が今までの父親がやっていることを一歩今越えたいと思うのはたくさんいると思うのです。

今ちょっとブドウの話出ましたけれども、イチゴの話なのですけれども、あまり細い話また別として、今イチゴの生産数が非常に増えています。需要があるのですけれども、お菓子、ケーキも含めてあるというもので相当数の棟数が今建っています。その中でイチゴの研修生がなかなか余市町、これだけこれから伸びていくものに研修制度がなかなかなくて、農協も正直言ってなかなかそこまで打てないというのがあって、この制度を利用して、そしてもし町もそれをきちんと精査をして、そして総務省に上げるときには国庫のほうはかなり厳しい総務省の審査が要るのですけれども、地方単独については地元の有識者、そこは農協が入るのか農業委員会入るのかちょっと分かりませんが、規模的にも1,000万円、1,500万円、町長言われたようにその規模ですので、もしこういう事業であればとなったときに、そこに研修、余市でイチゴを学びたいという人が住み込みで勉強して、そしてイチゴ生産者に育っていく、それを一つのこの事業の拡大の中に、ただ収入を得るためにやるのではなくて、そういう人材確保、余市でイチゴを学びたいという、そういう若者が来る、そこに宿泊をする、もっと言えば、それが観光に結びつくかもしれませんけれども、そういう含みを持っている制度だと私思っているのですけれども、私も農協の方に聞いてもこの制度、仕組みが複雑なこともあってなかなか明快な回答がなかったのですけれども、今後勉強していく、調査していくというのは、農協さんもそういう話も前段でないのですけれども、関係者からいただいていますので、事業者だけのメリットではなくて、そうい

うものは組まれているのではないかと私は思うのですけれども、町長の見解はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 3番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

もちろん広がりがあるプロジェクトなのであれば、審査の対象にはなっていくのではないかと思います。イチゴの例を挙げていただきましたが、余市町、会津若松と姉妹都市、親善友好都市ということもあってあの辺りに視察に行くこともあります。その猪苗代町というところの道の駅の横に1棟、365日ずっと使えるイチゴの室内のイチゴ圃場みたいのがあって、それが大体1棟2億円なのですけれども、それがうちであれば常に出せるし、ふるさと納税の引きが託せるから、あればいいなと思って見てはいるので、もちろんそういうくらいの規模のことをやって、それは完全に町に対してもメリットが大きいので、そういうプロジェクトに育っていくのであれば完全にこの対象になるのではないかなと私は思いますけれども、そのくらいの規模、もちろんそのくらいの規模に至らなくても町にとっての広がりがあるのであれば審査の対象になってくるのではないかなというふうに思います。

○3番（岸本好且君） ちょっと規模は別として、そういう思い持っている後継者が間違いなく町にはいますので、ブドウ同様、イチゴは伸びると思います、間違いなく。これは、余市町に限らず、例えば余市町は果樹を生産しているので、本当はイチゴでなくてもほかのいろいろなものできるのですけれども、イチゴ今注目されています。逆に、果樹地帯でないところが今イチゴに特化してやっている町もありますので、間違いなくイチゴは伸びる産業だと私は思っていますので、ぜひここにこのローカル10,000の何とか組合で町が先頭になってというか、これやっぱりどうしても民間です。なので、なかなか町ができる限度というのがあると思いますけれども、進めていただければと思い

ます。この先進地、成功しているところは、確かにローカル10,000という、そういう制度があるのだけれども、結局は事業者が悩みながらも役場に相談に行ったり、もしくは金融機関に相談に行ったり、そういうのでちょっと出足が鈍ってしまっているというところもあります。実際さっきの申請に至らなかったという話もありましたけれども、その辺も少しあるのかなと思います。

それで、ぜひ今後の方策なのですけれども、イチゴに限らず、それから1次産業に限らず、このプロジェクトを利用して、この地方単独型というのは多分令和6年からか、できてまだ年数も浅いので、まだまだ理解されていない部分あります。ただ、国庫よりははるかにやりやすいというか、大きなものでなくても、そこから広がり、そして今町長言われるように最終的に何億円というものができれば、また新しい余市のワイン以外の産業として、必ずやそれに結びつくと思っておりますので、ぜひこのローカル10,000、これからもいろいろな補助制度が出てくると思いますけれども、今現在では私は最適なものだと、これをやっていただきたい。

それで、最後なのですけれども、この進んでいる町はどこが先頭切るというよりも自治体、今政策推進課が窓口になっていると思いますけれども、そこに限らず町が事業者の発案だけでなく、町自らこういう事業の発案をして募ると。ぜひ余市町は、こういう地域資源を生かしたこういうものでこういう形で今発案して、それを募る、そこに地域外から、余市町外から入ってくる、そしてそこで定住していく、研修を受けて余市町でその事業を継続してやっていく、そこに雇用も生まれてくる、言葉で簡単にはいかないと思いますけれども、ぜひ限られた町の予算の中で持ち出しもかなり厳しいと思いますけれども、将来性ある余市の既存の農家も含め、新しく目指す人も含めて、これ1つでありませんが、このローカル

10,000のプロジェクトをぜひ、令和6年にできてまだ日たっておりませんので、余市が先頭になってやって、それだけ資源があるということです、ワインプラスイチゴはぜひ伸ばしていただきたいと思っておりますけれども、最後に町長の見解を聞いて終わります。

○町長（齊藤啓輔君） 3番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

余市には様々な資源があるというのは、もちろんこれまでの間にいろいろなところに知れ渡っていて、実際にいろいろな投資が集まってきています。公費を使うかは別として、最近の例でいうと、ガバメント型クラウドファンディングで生ハム、サラミの工場、登地区に立ち上がった例とかもありますし、あとはそれこそ民間の投資が入ってきて温泉を再改修するみたいなプロジェクトもあるわけです。このように感度の高い経営者の方々は、余市が持っている可能性に着目して、すぐに目をつけてこちらに投資の足がかりを持とうとしているわけです。登ワイナリーもそうですし、あとは外資系ホテルの旅館部門とかもそうです。なので、もちろん余市が持っている可能性に着目して新たな産業を興したりという、そういう小規模でも経営者がいるのであれば、町に対しての広がりを持つ事業なのであれば、もちろんローカル10,000プロジェクト活用の余地はあります。地方型といったら1,500万円とちょっと小さいではありますがけれども、随時相談に来ていただければいいのではないかなというふうに思いますし、イチゴに関しても365日生産できるようになれば非常に素晴らしいコンテンツだと思いますので、そういうのは欲しいなと思うので、大規模に、そういうふうには育っていければいいのではないかなというふうには思います。

○議長（藤野博三君） 岸本議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第2、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第3、議案第7号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第4、議案第8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の以上3件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） ただいま一括上程されました議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案ないし議案第8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正の主な改正内容につきましては、令和7年10月1日に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、国家戦略特区において特例措置されていた地域限定保育士制度を全国で活用可能な一般制度化や児童虐待防止体制の強化として保育所、認定こども園、幼稚園、児童館等の職員による虐待が疑われる場合、発見した者に地方自治体への通報義務が課されました。また、保育所等において実施している健康診断が市町村で実施している乳幼児健診の結果を活用できるようになってございます。この改正により、本町の関係条例につつま

して所要の改正を行おうとするものです。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして朗読いたします。

議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第7号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして朗読いたします。

議案第7号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10」の次に「第1項」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして朗読いたします。

議案第8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」の次に「第1項」を加える。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）」（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断。利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断。乳幼児に対する健康診査。利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断。

第23条第2項中「保育士又は」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事

業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

次のページをお開きください。

第47条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第8条中「この条において」を削る。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、一括上程されました議案第6号ないし議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として各条例案の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件について、これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） この3つの共通である地域限定保育士というものに質問させていただきたいと思います。

保育士というのは、全国的にどこでも保育士の仕事ができると思うのですが、本町におけるこの地域限定保育士というのはどの範囲なのでしょうか。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員からの質問に答弁いたします。

地域限定保育士というのは、国家戦略特区において独自で試験をしているところで、その試験に合格した保育士を地域限定保育士とっております。まだこの法律改正前は国家戦略特区にしかいらっしゃらない保育士になります。それが今回の法改正によりまして一般制度化になり、全国の都道府県もしくは政令都市でそういう試験を実施するとそういう方が出てくるということになりますので、今現在北海道でもやっておりますし、当然北海道でやっていますので、余市町にも地域限定保育士という方はいらっしゃらないということになっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 今特区から各都道府県になると言うのですけれども、地域限定保育士になりたいと思ったらどこで試験受けるのでしょうか。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

どこで受けるかといいますと、北海道の実施の方向がまだ何も来ていませんので、分かりませんが、北海道のほうでそういう試験を実施しますよということが決まれば、北海道のほうからいろいろと情報が出てくるのかなと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 資格的には、地域限定保育士と保育士は同等なのでしょうか。それと、試験の内容というのは、同じものなのでしょうか。地域限定は、特別何か違うというものがあるのでしょうか。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

試験の内容としましては、通常の保育士試験と

同等でございます。ただ、違うのは、地域限定ですので、例えば仮に北海道で実施しました、そこで試験を受けましたといえ、北海道では保育士として勤務、従事することはできるけれども、道外に出たときはまだ保育士としての従事できないというところ。ただ、ある一定期間の勤務条件があれば、3年後に全国でも保育士として勤務が可能となる制度になっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第9号 余

市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） ただいま上程されました議案第9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例制定は、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が月10時間の枠内で保育要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園制度として乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、内閣府令で定められた基準を踏まえて本町における当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案。

余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（町長の監督に属する乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下さ

せてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全

点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

次のページをお開きください。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行

わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水につ

いて、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関

する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同

じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階、区分、施設又は設備。2階、常用、1、屋内階段、2、屋外階段。避難用、1、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2、待避上有効なバルコニー、3、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備、4、屋外階段。

3階、常用、1、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2、屋外階段。避難用、1、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備、3、屋外階段。

4階以上の階、常用、1、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段、2、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段。避難用、1、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）、2、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路、3、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の

屋外階段。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業

所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業
(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)(保育所に係るものに限る。)

(2) 認定こども園 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平成18年北海道条例第78号)

(3) 家庭保育事業等を行う事業所 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第3号)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認定することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

2 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成28年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「前条の教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者」を「前条に規定する者」に、「及び第4条」を「から第6条」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「及び一時預かりを受けた小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者」を「、一時預かりを受けた小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者及び乳児等通園支援を受けた乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者又は

扶養義務者」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援事業における利用者負担の額)

第6条 町立保育所において実施する乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)による乳児等通園支援を受けた乳児等支援給付認定子どもの乳児等支援給付認定保護者又は扶養義務者が支払う乳児等通園支援事業における利用者負担の額は、規則で定める額とする。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「議長、13番」の声あり)

ジャストミートあたる議員に申し上げます。これは議会運営委員長の朝の報告があったとおり、当該の常任委員会に付託されることになっておりますので、質疑ありましたら、あたる議員も当該委員会に所属しておりますので、それを考慮の上、質疑していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番(ジャストミートあたる君) 予備知識として入れておきたいというのがあって質問させていただくのですが、これ中に余市町というのがあるのですけれども、余市町という言葉が出てくるのですけれども、全国一律でこういうことが始まるからという中での余市町というものなのか、余市独自のものなのかというのをお聞きしたいのと、乳児等通園支援事業とありますけれども、この等というのはほかに何を含むのかお尋ねしたいです。よろしくお願いいたします。

○子育て・健康推進課長(新木徹也君) 13番、ジャストミートあたる議員からの質問に答弁させていただきます。

まず、こちらの事業のほう、こちらは来年度から全国一律で開始するという国の方で運営基準等決まっております、それに準じて各市町村で条例を制定して行う事業になっておりますので、1つまずその部分のご理解願いたいと思います。

乳児等ということは、乳児と、本当にちっちゃい子と幼児、1歳、2歳ぐらいの子も含めてということで乳児等となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○13番（ジャストミートあたる君）中は、結構詳しく条例定められると思うのですが、重度の障害を持った子というのが入ってきたときには対応できるような内容なのでしょうか。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君）13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問にご答弁させていただきます。

基本申込みがあって受けられる体制であれば、受けられるというようなふうには考えておりますので、ご理解のほどお願いたします。

○議長（藤野博三君）他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。さきに議会運営委員会の委員長から報告ありましたように、民生教育常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることを付け加えて付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は民生教育常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることを付け加えて付託申し上げることに決しました。

○議長（藤野博三君）日程第6、議案第10号 余市町手話言語条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（大森直也君）ただいま上程されました議案第10号 余市町手話言語条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

手話に関する施策の推進に関する法律の目的を踏まえ、手話が言語であるという認識の下、その施策推進のための基本理念を規定し、また町の責務、そして町民及び事業者の役割を定めることにより手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、手話を必要とする全ての町民がお互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らせる共生社会の実現に資することを目的に条例を制定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町手話言語条例案。

余市町手話言語条例を次のとおり制定する。

令和7年12月9日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手話言語条例。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）第1条に規定する目的を達成するため、手話に関する施策の推進について、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話を必要とする者が安心して暮らせる共生社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に関する施策の推進は、手話が独自の文化を形成する言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする者が手話を通じて必要な情報を取得し、円滑な意思疎通を図ることができる環境を整備することを基本とし、手話を必要とする者と手話を必要としない者が、相互に人格と個性を尊重し、理解を深めながら共生する社会の実現に資するよう行わなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、前条に定める基本理念に基づき、手話に関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、手話が言語であることへの理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話が言語であることへの理解を深め、その事業活動を行うにあたり、手話を必要とする者が円滑にサービスを利用できるよう、手話による情報提供やコミュニケーション手段の確保に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、手話に関する施策として、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 手話の普及及び学習機会の確保に関すること。
- (2) 手話通訳者等の養成及び確保に関すること。
- (3) 手話による情報提供及びコミュニケーション手段の確保に関すること。
- (4) 手話を必要とする者の社会参加の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、手話に関する施策の推進に必要な事項

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

次のページをお開き願います。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第10号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。さきに議会運営委員会の委員長から報告のありましたように、民生教育常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることを付け加えて付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は民生教育常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加えて付託申し上げることに決しました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明11日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時32分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7番 藤 野 博 三

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 13番 ジャストミートあたる

余市町議会議員 14番 大 物 翔